

第 3 2 回
青森県景観形成審議会
議事録

令和 8 年 7 月 2 1 日 (火)

日 時：令和8年7月21日（火） 午後2時00分から

場 所：新町キューブ3階会議室（青森市新町2丁目6-25）

出席者：委員（会長）	北原	啓司
委員（副会長）	石澤	敏行
委員	森内	之保留
委員	板垣	美保
委員	宇野	あずさ
委員	木村	公樹
委員	松岡	千智
委員	渡部	鮎美
委員	笥	聡史
委員	川代	雄一

以上10名出席

【司会】

ただ今から「第32回 青森県景観形成審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様にはご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます青森県都市計画課の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、皆様には当審議会委員をお引き受け頂き、また、その後、本日の開催に至るまで、様々なご対応をいただき、誠にありがとうございました。

令和10年6月11日までの2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回、委員の任期満了に伴う改選により、お手元の青森県景観形成審議会委員名簿のとおり委員に異動がございましたので、ここで委員の皆様をご紹介します。

お配りしております名簿、席図もご覧ください。

第1号委員は、県議会議員にご就任いただくこととなっております。

今回新任となりました 青森県議会議員 森内 之保留（もりうち のぼる）様でございます。

続きまして、第2号委員は、屋外広告業を代表する方でございます。

青森県屋外広告 美術業 協同組合 理事長 石澤 敏行（いしざわ としゆき）様でございます。

今回新任となりました 青森県建築士会青森支部 理事 板垣 美保（いたがき みほ）様でございます。

東京藝術大学 名誉教授 尾登 誠一（おのぼり せいいち）様はご都合により本日は欠席となっております。

今回新任となりました 弘前大学 教育学部 特任教授 北原 啓司（きたはら けいじ）様でございます。

一般社団法人 日本樹木医会 青森県支部長 木村 公樹（きむら こうき）様でございます。

今回新任となりました 大畑振興建設株式会社 代表取締役 松岡 千智（まつおか ちさと）様でございます。

今回新任となりました 八戸工業大学感性デザイン学部 講師 宇野 あずさ（うの あずさ）様でございます。

福島大学経済経営学類 准教授 村上 早紀子（むらかみ さきこ）様はご都合により、本日は欠席となっております。

今回新任となりました 青森公立大学 経営経済学部 准教授 渡部 鮎美（わたなべ あゆみ）様でございます。

公募により委員に就任されました 寛 聡史（かけひ さとし）様でございます。

同じく公募により、今回新任となりました 川代 雄一（かわしろ ゆういち）様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員 12 名のうち、10 名が出席となっております。全委員の 2 分の 1 以上の委員がご出席ですので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは資料を確認いたします。

- ・次第、委員名簿、席図
- ・資料 1 青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項
- ・資料 2 青森県附属機関に関する条例
- ・資料 3－1 景観行政団体への移行状況について
- ・資料 3－2 大規模行為届出件数について
- ・資料 3－3 景観形成普及啓発事業について
- ・参考として第 31 回青森県景観形成審議会議事録抜粋
- ・冊子として 未来へつなごうわたしたちの景観
未来へつなごうわたしたちの景観 手引書
景観学習のススメ
屋外広告物規制のあらまし

以上となります。

お手元のない資料がございましたら、お知らせください。

それでは、次第の 1、組織会についてです。

今回は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

資料 2 の「青森県附属機関に関する条例」をご覧ください。

条例第 4 条において、会長及び副会長は別表第 1 の選定方法により選任するとなっており、最後のページの別表第 1 において、委員の互選により選任することとなっております。

それでは、委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。

【木村委員】

事務局の案はありますか？

【司会】

ただいま、木村委員から事務局の案についてご発言がございましたが、事務局から案がありましたらお願いします。

【事務局】

事務局案としましては、前会長の宮腰（みやこし）委員から後任のご推薦をいただいております北原委員に会長を、前回も委員を務めており、屋外広告物実務に精通されております、石澤委員に副会長をお願いしたいと考えております。

【司会】

ただいま、事務局から会長に弘前大学教育学部特任教授の北原 啓司委員を、副会長に青森県屋外広告美術業協同組合 理事長の石澤 敏行委員の推薦がありました。

他に自薦他薦等がございますでしょうか。

推薦等がなければ、北原委員に会長を、石澤委員に副会長をお願いすることで委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【司会】

ありがとうございます。各委員に御賛同いただきましたので、北原委員に会長を、石澤委員に副会長をお願いしたいと存じますが北原委員よろしいでしょうか。

【北原委員】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、会長にご就任いただきました北原委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、北原会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【北原会長】

只今、御推薦いただいた北原でございます。

景観について初め聞く言葉は、景観が良いに越したことはないねとか、景観っていうのが人によって評価が違うよねって話があって、それをどうやってコントロールするんだろうっていう、いろいろな意見が出ていたわけです。

景観ができてから、我々はある基準を持ちながら、そういった景観についてよしあしを考えるとこのような風習が出てまいりまして、あるいは子供たちの景観学習とか。

しかも景観は見た目だけでなく、その細部がどうなっているかを全部映し出しています。

都市計画そのものも景観に関係してきました。今一番問題になっているのは空き家の問題です。

これからは単に。未払いをしているとか、古い建築物を残しておこうみたいな話だけじゃなくて、将来にかけて我々のこの景観や社会全体をどのように持続可能にしていくのかというのをキーワードに、景観というのが絶対出てくるように思います。

そのような形で私は皆さんと積極的な議論をするために、この会議を動かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【司会】

北原会長ありがとうございました。

次は大規模行為部会に属する委員の指名になります。

資料2の「青森県附属機関に関する条例」をご覧ください。

県景観条例では、大規模な建築物、工作物等の行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これら大規模行為に関する景観形成の基準を定めています。

一定の規模を超える大規模行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合は告知または勧告を行います。

「大規模部会」が所掌する事務は、景観上重要と判断されるこれら大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関し意見を答申することです。

部会の委員の指名については、「青森県附属機関に関する条例第13条」において、大規模行為部会に属する委員は、7名以内で会長が指名することとなっております。

それでは、会長、指名をよろしくお願いいたします。

【北原会長】

大規模行為部会については、これまで6名の委員を指名してきたところでありますが、今回の改選では、1名が再任されています。

本任期においては、委員の専門分野等を勘案し、大規模行為部会の委員の指名については、事務局の方から相談がありまして次の方々を指名したいと思います。

前回部会委員でございました、

木村委員をお願いします。

次に会長の私、石澤副会長もよろしくお願いします。その他の委員は板垣委員、渡部委員、笈委員としたいと思いますよろしくお願いします。

【各委員】

(異議なし)

【司会】

次に部会の部会長についてですが、「青森県附属機関に関する条例第13条」において、部会に属する委員の互選による選任となっております。ただいま指名しました部会の委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。

【石澤委員】

部会長は、これまで県の他の委員会の委員を務めておりました、板垣委員が相応しいのではと思います。

【北原会長】

ただいま、石澤委員から部会長に板垣委員のご推薦がありました。よろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【司会】

ありがとうございました。

「大規模行為部会」の委員に指名された方々につきましては、よろしくお願いいたします。組織会は以上となります。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、北原会長引き続きよろしくお願いいたします。

【北原会長】

はい。それではこれから本番に入りたいと思います。

最初に慣例により、私から議事録署名委員2名を指名させていただきます。

今回は、宇野委員と笈委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【両委員】

はい。

【北原会長】

それでは、次第の2. 県からの報告事項に入ります。

最初に、景観行政団体への移行状況について、事務局の方から説明よろしくお願いいたします。

【事務局】

(「資料3-1」景観行政団体への移行状況について説明 省略)

【北原会長】

ありがとうございます。

では、内容につきまして、ご質問ありましたらお願いします。

【木村委員】

景観エリアリノベーションの制度が新たにできたとのお話しでしたが、この支援制度やメリット、税制面の優遇などあるもののでしょうか？

【事務局】

都市再生特別措置法の改正によって、この中の事業のメニューの一つとして、景観エリアリノベーションというものができるようになっております。

基本的に都市再生特別基本交付金が使え、建物など建てる場合は45%が交付金の対象になります。

公共性があるかどうかで違いがありますが、基本的には都市再生特別措置法が使える市町村、青森県内だと立地適性化計画が作成されている市町村であれば、ほぼ使うことができるのではと思います。

【事務局】

メリットとしては、これまでは空き家や老朽化物件が点在するような低未利用地では、景観法に基づく規制誘導を中心とした政策が主なもので、良好な景観を創出するというのが自治体としては難しいというのがまず一つありました。

近年、民間のまちづくり会社が、所有者から物件を借り受けて行うリノベーションを特定のエリアで取り組む事例が生まれてきています。

長野市の善光寺界隈のリノベーションの事例のように、使われていない昔の建物をお店にしたり、図書館のようにしている事例もあります。

このようなことを行いたいという民間の会社もある一方、民間の会社が地縁の乏しいところで、建物の所有者から信頼を得て借りるというのは、やはり苦勞することがあるようです。

行政もエリア再生に対する住民ニーズが高い一方、活用するノウハウがない、体制になっていない、という問題もあり、意欲のある市町村とエリア再生をビジネスとする民間の会社のマッチングが図られることによって、景観エリアリノベーションの促進が期待できることがメリットの一つになります。

【木村委員】

ありがとうございます。

24ページの景観法の改定の中に、再エネ施設とありますがこれには、例えば地熱発電とか全ての再エネが含まれているのでしょうか？

【事務局】

景観に係るものなので太陽光パネル、風力発電施設の大規模なものが対象で、地熱発電は建物ができる程度です。

【北原会長】

景観に係るような施設でいうと、風車の問題と太陽光パネルがメインです。地熱発電も開発が進んだ際に何か問題が起きることは考えられますが、今、出てるのは風車、太陽光パネルになります。

これらの設置が進んで、まちを壊し、山を壊していく。このようなことから、今後の設置に対し厳しくなっていてきており、その際はしっかりと説明しなければいけなくなっているということだと思います。

【木村委員】

今の（事務局の）説明の内容だと、太陽光とかだけじゃなく、再エネを一括りで話をしているような気がするんですけども、再エネにも小規模なものから大規模のものまであって。

【北原会長】

景観に関する再生可能エネルギー施設です。これを前提とした再生可能エネルギーで、全部ではないということです。

【事務局】

青森県でも観光部局で昨年度、再エネ共生条例を施行していますが、この対象は一定規模の風力と太陽光だけで、景観上、環境上も影響が大きいということで、地熱発電は対象外になっています。

【事務局】

黒石で見た地熱発電で言えば、山のお湯が出てくるところを全部縦に掘り出し、のり面にして、その上にお湯が出てくる穴の上に高さ5mぐらいの壁に大きい扇風機のようなものを使い、お湯を汲み上げるという事をしているので、基本的に地熱が優しいわけではない。

一個がこの山を削るという観点であれば、太陽光よりさらに削っていると思うので、今のお話でいくと、地熱が規模的には小さくて目立たないですが、太陽光より優しいわけではないという認識があります。

【木村委員】

私が言いたいのは、再エネという言葉だけで一括りにしてしまっていていいのかということで、再エネの中でこのようなものが対象だとか、それとも全部対象だとか。

【事務局】

再エネに関しては、例えば建築基準法とか開発の中で、経済産業省が結局それを推進するために適用除外にしていたという、これまでの経緯があります。

そのため、建築基準法などでこれらが対象外になって、審査が何もされなくなりました。

以前あったのは、風況観測塔を建てる際に、その羽が遊歩道に落ちていたなどといった事例が出てきています。

これまでの建築基準法や開発許可など、対象外になってしまうというところもあるので、今回のような考え方が出てきているのかなというところがあります。

【北原会長】

木村さんがおっしゃっているのは、再エネという言葉自体がすべてを表す単語であるにもかかわらず、まとめてしまうと分かりづらいという話しだけであって、国交省が考えている景観法の運用指針が充実したのは、まさに景観に関する、眺望に関する、風車と太陽光がメインです。

もちろん地熱発電でも被害があるという話はあるかもしれませんが、それは今、景観に見えてきていませんので。

今出してることは限定して良いです。太陽光パネルと風力発電です。

【石澤委員】

一つお願いなんですけど、質問に対して（事務局の）回答をもっとコンパクトにしないと。

回答がどんどんずれたものが出てきています。

答えている最中でも横から入ってきて、話しが伝わらないので。

【北原会長】

（事務局）よろしくお願いします。

【筧委員】

26ページのメリットについてなんですが、引用元の国交省のポータルサイトを私自身も確認しました。26ページの記載の観光需要創出、まちの活性化 創造性発揮、関係人口の創出ということで、そのうちの2つが観光客数の比較で48%と芸術関係15%アップということだったんですが、調べたらセカンドハウス、別荘の二次的住宅数の比較で56%アップになっていました。パーセンテージだけで言うと、一番インパクトのあるものがあったんですね。

今回、その観光客数と芸術家の比較のパーセンテージ二つをピンポイントで当て

たのは県としては、メリットを市町村に対して訴える上で、この2つが重要と考えたということかご意見を伺いたいです。

【事務局】

景観行政団体移行を目指し、今後市町村に訴えていきたいと考えておりまして、市町村に話していく上で、説明しやすいかなと考えたものを2点掲載しております。

観光需要が増えるのは市町村にとって聞きやすいかなと考えたこと、文筆家を掲載したのは、このような効果もあるというようなことも知っていただきたいと考えました。

【北原会長】

よろしいでしょうか。

このようにだんだん景観の法律自体が変わってきているし、最後のリノベーションの話にあったように、これまでは景観行政の方では感知できなかった、景観行政は伝統的建造物や登録文化財をどうやって守っていくかということに対してしか感知できなかったものが変わってきています。

都市再生推進法人みたいな。まちづくり団体も、これは八戸にあります。そういったことで、もしかしたらパーチできる。変わってきたというふうにして、省庁の中でも景観担当というだけじゃなくて、他課の方がもう関係してきているという状況が分かれば良いと思います。

景観がだんだんと、景観だけじゃなくてまち全体に関連してきているということをご理解いただければと思います。

では、その次に行きましょう。大規模行為届出件数について、よろしくお願いします。

【事務局】

（「資料3-2」大規模行為届出件数について説明 省略）

【北原会長】

ありがとうございます。

では、内容につきまして、ご質問ありましたらお願いします。

【北原会長】

届出に対してその内容についてそのまま良しとし、淡々と進んでいるのか、それ

とも内容を見たうえで、協議を行ったり、あるいは指導を行っているのか、そこで問題が生じてないのか、お分かりになるでしょうか。

【事務局】

副申されてきたものは内容を確認して、適合している事を確認しているので、市町村や事業者に対して協議など行うことはあまりないです。

【北原会長】

届出すればいいのかという話を聞きたいのです。届出したものに対して、何らかのチェックをしてるわけですから。そのために届出をしているので。そのあとに当然指導もしなければいけないというのが行政の役割ではないでしょうか。

それはやっていないんですか？という話です。

【事務局】

市町村から副申も含めて届出をそのまま通すということではなくて、事前相談などを経て県に上がってくるので、適切に処理されるように、市町村と場合によっては相談しながら進めるようにしております。

届出になったものをそのまま通すということはしておりません。

【北原会長】

そういった上で、特に問題がなかったのであれば、そう答えていただきたいのであって。

【事務局】

平成20年頃ですが、風車の大規模行為の届出が出されたときに、つがる市だったと思うんですけども、国定公園の近くというのもあり、景観に影響があるのでは？ということがありました。

その時は景観形成審議会の大規模行為部会を開催して、結果的には確か、風車の位置を少しずらすなどという対応をしたという記憶があります。

【北原会長】

その大規模行為部会委員にさっき選ばれてしまったわけですから。

このために大規模行為部会を作ってるんだと。こういったことがあったんだって話が分からなければ、さっきの数字だけ説明されても、よく分からないんじゃないですかということです。

【事務局】

最近、景観法の大規模行為もかなり浸透してきて、業者の方もあらかじめ、しっかり対応した上で、しかも市町村の方に窓口になっていただいている、その段階でこちらの担当の方に相談が来るので、届出という形になる前の時点で対応等はかなりやっているといます。

このようなこともあり、大規模行為届出で不適合なものが最近あまり見つからない状況にはなっております。

【北原委員】

それは分かったんですよ。そうじゃなくて、言いたいのは大規模行為部会をつくったくらいですから、当然問題があったんですよ。それが何も出ていなくて話をされても。

この年には何があったとかという事を知っておきたいんです。さっき平成20年の話がありましたが、それがあつたくらいですから、我々知っておきたいんです。どんなことで今まで揉めているのか。

今あったわけですよ。だからこれは件数以上にこのような事例が出てきて、そのあと届出を受けたあとにどういうことが起きてたのかという話をデータとして知りたいので、それと同時に、今まで何があったかというものを次の部会までにしっかり出していただかないと。

我々は参加する人間ですので、よろしくお願いします。

【事務局】

過去の事例等について、簡単にまとめた形でお出しします。

【宇野委員】

7ページに携帯電波の電波塔について記載がありますので、もしそちらについて何かコメントがあれば伺いたいのと、その携帯電波塔で直近3年だと極端に減ってはいるんですけども、これを掲載してどのようなことを伝えたいかという2点について質問です。

【事務局】

参考として電波塔の事例を載せていました。

件数につきましては過年度に比べてだんだん減ってきてはいるという推移を見せたかったので表で示した形になっています。

【宇野委員】

分かりました。

電波塔は結構補修する機会があったりしますが、それは大規模行為の対象にならずに、あくまで新設するものが対象という理解でよろしかったでしょうか。

【事務局】

新設だけでなく、もともと電波塔が建っていて、その後、付随し何か設置されるものは「変更の届出」で出てきており、それもこちらの表に含まれています。

【宇野委員】

分かりました。ありがとうございました、

【木村委員】

大規模行為の届出の件に関して、届出を受理して事業が実施された後、事後確認はするものでしょうか。

例えば虚偽の申請、あるいは設置場所がずれてる、高さが全然違うとか、そのような悪質とも言えないかもしれないですが、このようなものが見受けられるのではないかと想像されるのですが。

事後確認で「これで完了しました」という制度はありますか？また実際やっているものですか？

【事務局】

事後確認はやっておりません。届出を受理して、こちらで審査して問題ないですというところまでです。

【北原委員】

県としてはそうかもしれませんが、市町村の場合だと単位が小さいですから。私が知っているところは確認しています。

今おっしゃったのは県の場合ですね。弘前はとか黒石はどうでしょうって言われたら見ていると思いますけど、いかがですか？

【事務局】

制度上、この届出は、許可申請とは違って、1回出したらそれきりで、完了検査は手続き上必須ではありません。北原会長がおっしゃった通り、市町村であれば、完了検査っていうことがなくても、違反等あれば。おのずと目にもつくし、一般の方から指摘される場合もあるので、かなり把握していることもあると思います。

ただ、景観行政団体ではない市町村分について県が把握するのはなかなか難しい状況ではあります。

【北原委員】

小さい市町村の場合にはちゃんと見てる可能性ありますが、県としてやるとしたら、多分エンディング不可能な。これは仕方ないと思いますけど、この行為については、本当は小さい市町村のように見ていくというのが必要で、市町村の景観審議会あたりではちゃんと見るようという意見をおっしゃる方もいるので、そのあたり理解していただいた方が良いと思いましたので、ご質問させていただきました。

【石澤委員】

次回でいいので、大規模行為届出に関する基準、ルールについて、教えていただければ、（大規模行為部会）委員にはそれぞれ専門の方がいらっしゃいますが、何を基準に審査するのかということ。

委員になった人たちは重要な役割を担うので。

【事務局】

承知しました。

【板垣委員】

陸地に関しての景観っていう考えでよろしいのでしょうか。

最近、洋上風力発電とかも出ていますが、これらは景観的計画の中に含まれているのか、あくまでも陸地のみなのかというところを教えてください。

【事務局】

県の景観計画では陸地のみになっています。

洋上風力発電については、大規模行為届出は対象外になっております。

【北原会長】

他にありますでしょうか？

では、無いようでしたら3番目行きます。

景観普及啓発事業について、これも事務局の方から説明よろしくお願いします。

【事務局】

（「資料3－3」景観普及啓発事業について説明 省略）

【北原会長】

ありがとうございます。

では、内容につきまして、ご質問ありましたらお願いします。

【川代委員】

景観学習教室について、平成14年度から計画的に実施されていること、景観学習副読本も改定されたことは大変良いことだと思います。

私も経験がありましたが、小学生の時に学んだことは、意外と忘れないものだと思います。

学んだ皆さんの中から何人かでも地域の景観を守り、育て、つないでいく人材が育っていけば良いと思っています。

私見になりますが、景観を学ぶということは、その土地の歴史や文化を学ぶことにもつながってくると思います。

景観アドバイザーの方々のご自身のお仕事もあって大変かと思いますが、青森県の素晴らしい景観を学び育てる、育むためにも、これから是非ご尽力をいただければと思います。

質問として、景観アドバイザーの方が今、9人のようですがもっと増やすことはできないものでしょうか？

広い県土をカバーするためにこの人数というのは少ないのではないかと感じます。もちろん予算的なこともあると思いますが、もう少しと増やせないかと思っています。

あと、やむを得ないかもしれないですけど、受けている学校が単発的になってるというのは否めないのかなと思います。たまたまの弘前大学附属小学校は2年開催されていますが、これはリソースになると思うんですけど、もう少し継続的に実施できる学校があるといいのかなと思います。

あと副読本は県内すべての小学校に配布されているのかを教えていただければと思います。

【事務局】

景観アドバイザーの人数に関しては、最初は7名であったのを令和7年に9名に増やしました。

他県の状況でも景観アドバイザーは、9、10人程度で、妥当なのではと考えています。

地域バランスも取れているのかなと思いますが、人数等に関しては、ご意見とし

ていただければと思います。

景観学習教室はおっしゃられた通り、開催校は増えてほしいですし、続いてほしいと考えています。

今年度は附属小学校が令和7年、令和8年と2年続けてくれましたので、今後もPRして次年度以降続けてほしいと思います。

猿賀小学校は令和4年に開催いただいております、昨年度に「もう一度どうでしょう」とPRしたところ、「是非」という話をいただき、今年開催しました。

過年度の開催校に、今年も開催について声がけを行うなどPRをしていきたいと考えております。

続いて副読本に関しては、景観学習教室開催時に配布しております。授業を冊子で行うこともできますし、副読本をインターネット上でもダウンロードできるようになっており、どちらかで授業を行えるというような体制としています。

【川代委員】

アドバイザーの方がいらっしゃる学校、そのような場合はどなたが教えられているのでしょうか。

【事務局】

景観学習教室を行う際には、県に景観学習教室開催の申し込みがありまして、アドバイザーを、たとえば五所川原市であれば石沢暁男さんを派遣させていただき、授業をし、まち歩きをし、教えるという形になります。

景観アドバイザーが県と一緒に小学校に赴き教えています。

【事務局】

川代さんがおっしゃってたのは、景観アドバイザーが行かない学校はどうするのという話だったと思います。

そのために今回、皆様にお手元にある先生用のものもお配りしております。

児童用の副読本と学校の先生が授業について教えるための、先生用のものも準備しておりまして、先生にはそれを使って授業をしていただければと思います。

【川代委員】

ありがとうございます。

【北原会長】

学校がなかなか続けてくれないんじゃないかって話ありましたが。

黒石市はどの小学校でも、もう県のお金を使わずに、すべての小学校で景観学習教室を始めています。すべて5年間教えてるんで、子どもたちの知り合いもいっぱいできましたので、次の選挙に出られるというくらい。

やはり続けて行うことが一番理想なんですよね。県はその宣伝をしている。ですから、景観学習のススメに書いてある（3年連続で行った）脇野沢小学校のようところが今後出てこないといけないんですが、今度むつの方でしっかりやっていたらありがたいなというように思っていました。

【木村委員】

19ページの右側の写真、青森市のスポーツ広場と藤崎のコスモスロードのキャプションの修正が必要。

【事務局】

承知しました。

【板垣委員】

景観学習教室について、先ほどの話の流れでいくと。学校の方から県に申し込むという流れだと思いますが、附属小学校を担当している北原先生がちょうどいらっしゃいますので、お聞きしたいんですが、12月12日に開催されているということは、冬の弘前の景観を見るということでしょうか？

【北原会長】

これは10月に3人の講師でそれぞれまち歩きをしてまして、そのあと小学校で2ヶ月作業をしてもらって、その後学習発表会を12月に行ったものです。

景観学習教室は3回やってもらうのが理想です。1回だけだと授業で終わってしまうので。

3回やってくれてるところは、まち歩きのあと、少し日にちをおいてから発表会をやるわけです。

脇野沢小学校の事例は6月26日に授業をやって、7月14日に歩いて、夏休みを挟んで2ヶ月、9月25日に発表会をしている。その発表をむつ市長さんに見てもらおうというように、3回目はすべてそのよう（発表）にしています。

【板垣委員】

申し込みがあった段階で、その小学校はこのように3回やられてるところもあるのを把握しているのでしょうか？

【事務局】

景観学習のススメの方に記載しております。

1回1日で開催するパターンや、1回目授業。2回目まち歩き、3回目で発表という形でやるパターンを。

景観学習のススメに先生方にもわかるようにプロモーションはしております。応募があれば、先生とどのパターンがいいかというのを打合せをし、決めております。

【板垣委員】

1回というのは増えてきていますか？

【事務局】

やはり1回は難しくて。今は2回や3回に分けてのパターンが多いかと思います。

【北原会長】

あの2ヶ月間の間（2回目と3回目の間）に学校で授業してますから。

最初から最後まで、学校の授業を含めると多分10回ぐらいやっているのだと思います。アドバイザーが行っているのはその3回ですけど、例えば脇野沢小学校は7月から9月ぐらいの間にきっと練習してますよね。

最後は学習発表会のような形が良くて、そういう意味から言うと3回がいいんですけど一番多いのは1回、2回なんですけどね。

【板垣委員】

わかりました。ありがとうございます。

【寛委員】

1点質問ございますが、その前に、誤表記と思われるところ、13ページ、国立附属小学校になっていますが。正確には国立大学法人か、もしくは取ったほうが正しいのではないかと思います。

もう一つは、次のページの猿賀小学校の日付が6月29日になっていますが、13ページの方だと25日になっています。どちらが正しいのでしょうか？

【事務局】

6月25日が正解です。

【覧委員】

景観フォーラムの開催告知の方向で、改善の余地があるのではないかという質問です。5ページを見て思ったんですが空席が目立つなど。

青森市で男女共同参画のイベントがあったんですが、それはほぼ満席でしたので、告知の仕方をさらに解説すれば満席に近くなるのではないかなと思いました。

3ページに記載の「県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高める」という目的であれば、おそらくそのページもポスター告知をしてもらっしやると思うのですが、景観関係の建築士会や樹木医会なども関係すると思うので、直接そのような団体にも呼びかけると、より参加者が増えるのではないかなと思いました。

【事務局】

告知方法は、県内の市町村の方々と、先ほどおっしゃられた、建築士会と樹木医会の方にもポスターをお配りしたり、メールを別途送ってはい入るのですが、（まだ参加いただくには至っていないので）もう少し力を入れて今後実施していきます。

【覧委員】

ありがとうございます。

【北原会長】

他にいかがですか、よろしいですか？

こういう副読本を持っている県というのは、47都道府県の中では大分と青森だけなんです。大分では青森のを参考にして2年前に作っていて。

青森は最初、平成11年に作っていますから、今使うにはどうしようもなかったもので、去年見直しをして、その発表を今回の景観フォーラムで行ったわけですが、大分県が見に来てくれました。

そういう意味で言うと、先進的なことやってもらっしやると思いますけど。

これからも制度も含めてしっかりやっていただきたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願いします。

では、その次のその他ということで、よろしくお願いします。

【事務局】

（その他として、令和7年度に改訂等行った4冊子について説明 省略）

【北原会長】

今は情報提供ということでしたので、お話ありましたように、お時間のある時に見ていただきたいと思います。

本日予定している案件は以上でありますので、あとの進行は司会のほうにお渡しいたしますので、よろしくお願いします。

【司会】

委員の皆様方には長時間にわたりまして、また、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

先ほど事務局の方から説明させていただいた景観学習について、今年度の景観フォーラムで説明させていただいて皆さんからすごく好評だった、脇野沢小学生の佐藤香奈子先生の発表があります。それがユーチューブで見られるようになっているので、ぜひ見ていただければと思います。

これをもちまして、第32回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

次回の審議会の開催については今のところの未定でございますが、審議案件等がございましたら、開催のご案内を差し上げたいと思います。

本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。